

藤島東栄地区デマンド交通運行事業者の変更について

1. 趣 旨

藤島東栄地区デマンド交通の運行事業者である「(株)ハイヤーセンター」が令和2年5月31日をもって廃業したことに伴い、利用者への影響を避けるため、6月1日から滞りなく事業引継ぎができるよう運行事業者を選定したもの。

2. 経 緯

藤島東栄地区デマンド交通では、藤島地域に営業所を持つ「(株)ハイヤーセンター」に業務を委託していたが、3月17日に同社より、業績悪化に伴い、事業継続が困難であるため令和2年5月31日をもって廃業するとの申し出があった。

これを受け地域の足となっているデマンド交通を維持すべく、「(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部」と協議したところ、道路運送法第4条に基づくデマンド交通の運行要件となっている一般乗合旅客自動車運送事業免許を保有する事業者は「庄交ハイヤー(株)」のみであるとのことから、直ちに同社と協議を行った。そして同社が営業区域拡大の申請を行い、6月1日からの事業引継ぎが可能となった。このことから、同社と藤島東栄地区デマンド交通運営協議会が業務委託契約を締結し、事業を継続している。

現在までに利用者からは、特段問い合わせもなく、混乱なく事業者変更が図られたと考えられる。

3. 変更内容

運行事業者の変更

	変更前	変更後
事業者	鶴岡市朝暘町19-27 株式会社ハイヤーセンター 代表取締役 川村 安明	鶴岡市日和田町20-37 庄交ハイヤー株式会社 代表取締役 寺岡 儀平

4. 運行事業者変更日

令和2年6月1日

5. その他

この度の運行事業者変更に伴う運賃及び運行日、運行時間、乗降場所の変更はありません。

朝日地域夏季観光バスの中止について

朝日地域への観光誘客を図り、かつ地域住民の生活交通の確保のため、観光需要が集中する夏季において昨年度に引き続き観光バスを運行する予定でしたが、乗客の大半が公共交通機関を利用して本市を訪れる首都圏からの登山客や観光客であり、市内での新型コロナウィルス感染症の感染拡大が懸念されることから、運行主体のあさひむら観光協会と鶴岡市で協議した結果、今年度は本事業を中止することとなりました。

[令和2年度実施予定]

事業の概要

- 運行形態
 - ・あさひむら観光協会(※)が運行主体となり、道路運送法第21条第2号の規定に基づき、地域内の貸し切りバス事業者またはタクシー事業者へ運行を委託して実施する。
 - ・事業者所有のジャンボタクシー（乗客定員9人）を使用して運行する。

※あさひむら観光協会…朝日地域の観光事業を推進する中心的な役割を果たすことを目的として、朝日地域内の観光事業もしくはそれに関する事業を営む個人、企業、法人、団体等により構成された組織。事務局は㈱月山あさひ振興公社。

- 実施期間 令和2年7月から10月までの土曜日、日曜日及び祝日

○運行経路

路線名	始点	経由地点	終点	運行距離
泡滝線	かたくり荘前	倉沢口	泡滝ダム	35.9km
七ツ滝線	かたくり荘前	大日坊駐車場	七ツ滝	25.0km

○利用料

利用料として運賃を徴収する。運賃設定は朝日地帯市営バスの利用料に準ずる。ただし「大鳥口」から「泡滝ダム」までの区間については、特別運賃を設定する。また、庄内交通㈱の定期所有者については、特別運賃区間以外の運賃を免除する。

なお、運賃は運行主体である観光協会の収入とする。

○補助金

運行主体に対して鶴岡市朝日夏季観光バス運行事業補助金（案）を交付する。補助金の額は、乗合タクシー事業に要する経費から運賃収入及びその他の収入を差し引いた額以内の額とする。